

「まつしろ盛り上げ隊(仮)」 設立 に関する資料

豊栄地域活性化委員会
西条地域活性化委員会

設立総会の流れについて【概要】

実施日：2019年4月1日（月）

時間：午前9:30～12:00

場所：長野市松代支所中会議室

【協議内容】 予定

- ①はじめの言葉（久保）
- ②会長挨拶（井出・高崎）
- ③活性化委員会について（それぞれの委員会から現状報告）
- ④新団体の設立について・目的などの確認（井出）
- ⑤団体会則の確認と承認（井出）
- ⑥資金面について（全員）
- ⑦新団体の名称について協議・決定
- ⑧役員を選出
- ⑨その他の話し合い
- ⑩終わりの言葉

○活性化委員会について

活性化委員会は、地域を様々な形で活性化させるために、学生を中心に活動している任意団体です。平成31年1月現在、松代地区には2つの地域(豊栄地域・西条地域)に存在し、活動をしています。

■豊栄地域活性化委員会

結成日:2016年5月28日 委員数:6名

・主な活動内容

- ①豊栄地域における奉仕活動の実施(ゴミ拾い・草取り・落ち葉はき・雪かき)
- ②豊栄地域におけるイベントの企画・運営
- ③松代地区内のイベントへのボランティア参加
- ③広報活動
- など

・活動実績

- ①第1回皆神山春マラソン大会企画・運営
- ②第2回皆神山春マラソン大会企画・運営
- ③豊栄雪まつり企画・運営
- ④第1回世代間交流フェア企画・運営

その他の、奉仕活動などについては記録していません。



■西条地域活性化委員会

結成日:2017年10月25日 委員数:3名

・主な活動内容

- ①西条地域における奉仕活動の実施(ゴミ拾い・雪かき)
- ②広報活動

・活動実績

- ①西条地域におけるゴミ拾い・雪かきの実施
- ②ポスター作成

活性化委員会は、それぞれ以上のような活動をしています。

まずは、豊栄地域活性化委員会主催の「活性化委員会の今後を考える会議」に、ご臨席いただいた地域の皆様に深く感謝申し上げます。皆様からの意見を参考に、私たち「豊栄地域活性化委員会」と、隣接地域の「西条地域活性化委員会」の間で検討した結果、「まつしろ盛り上げ隊(仮)」を、新たに結成することになりました。これに関する詳細を、本冊子にまとめさせて頂きましたのでご覧ください。

■「まつしろ盛り上げ隊(仮)」設立について

2019年4月に、ボランティア団体「まつしろ盛り上げ隊(仮)」を結成します。私たち、豊栄地域活性化委員会が協議を重ね、以上の結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

■設立目的

この団体は、以下の目的により設立します。

- ・活動する規模を松代地区全体にすることで、より多くの学生が自主的なボランティア活動に関われる機会を作ること。
- ・豊栄地域活性化委員会として、他地域の活動者(学生)をサポートするため。
- ・松代地区全体の活性化を図るため。

■「まつしろ盛り上げ隊(仮)」について

○この団体は「豊栄地域活性化委員会」「西条地域活性化委員会」の2つの任意団体から組織し、豊栄地域活性化委員会を中心に活動します。

※「豊栄地域活性化委員会」や「西条地域活性化委員会」自体が活動規模を広げるのではなく、この2つの団体から組織する「まつしろ盛り上げ隊(仮)」を結成することで、結果的に松代地区全体に活動の規模を広げていきます。

○運営費については、主に「豊栄地域活性化委員会」が負担し、助成金や活動支援金を使い活動をする。

○主な活動内容は

①松代地区における奉仕活動の実施

②松代地区におけるイベントの企画・運営

③松代地区内で行われるイベントや催しでのボランティア支援

※③の活動を中心に行っていきます。(他の団体が主催するイベントへのボランティア参加)

■団体を設立することのメリット(良い点)

①この団体を設立することによって、松代地区全体からメンバーを募集することが可能になり、多くの学生がボランティアに関わることができる。

②松代地区全体で活動を行うことができる。

③隣接する西条地域で活動している「西条地域活性化委員会」と協力して、運営することで両団体(豊栄地域活性化委員会と西条地域活性化委員会)ともに、活動の幅を広げることができる。

など

■団体名について

ここまで、新しく設立する団体名を「まつしろ盛り上げ隊(仮)」として記載してきましたが、現時点でこの名前は仮であり、設立総会にて団体の会則が、承認された時点で団体名が決定します。

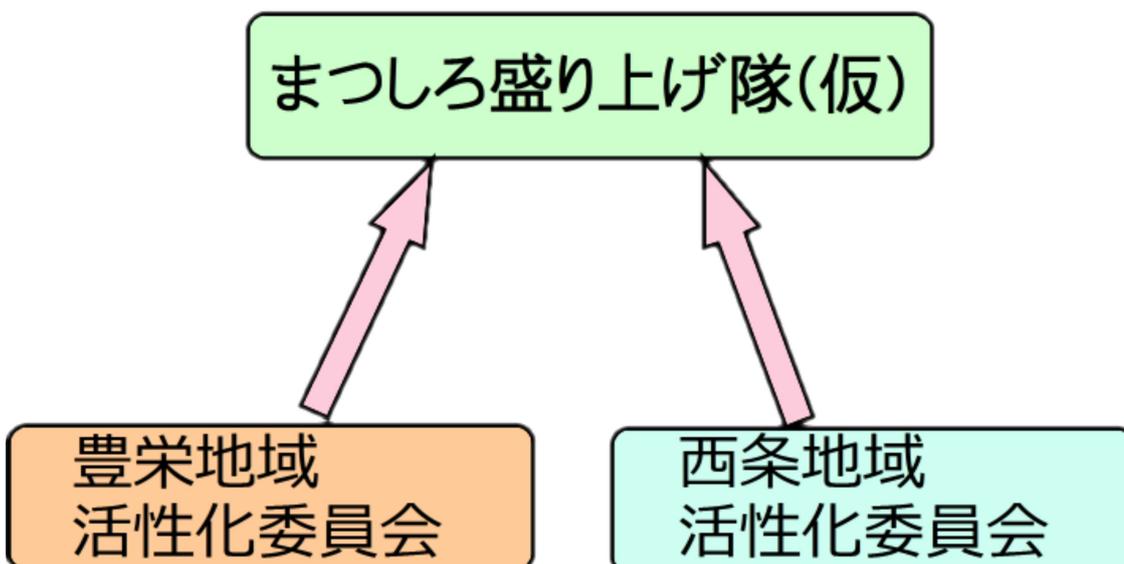
■設立することで変わる豊栄地域活性化委員会の活動

内 容	いままで	これから
委員募集範囲	豊栄地域に住む小学生以上のすべての方	<u>松代地区に住む小学生以上のすべての方</u>
活動内容	豊栄地域における、 ■奉仕活動 ・ゴミ拾い・草取り ・歩道整備・雪かき ■イベント ・マラソン大会 など ■広報活動 ・講演会 など	<u>松代地区における、</u> ■奉仕活動 ・ゴミ拾い・草取り ・歩道整備・雪かき ■イベント ・マラソン大会 など ■広報活動 ・講演会など ■ <u>他団体のイベント支援</u> ・ <u>松代地区で行われる祭り、イベントの手伝い</u> ・ <u>ボランティア参加</u>

以上の、表のように活動の規模を広げていきます。

但し、事実上活動規模は拡大されますが、豊栄地域活性化委員会自体が活動規模を広げるのではありません。ですので、これまでの「皆神山春マラソン大会」の主催などは、「まつしろ盛り上げ隊(仮)」ではなく「豊栄地域活性化委員会」が継続して行います。

■団体の形態



■「まつしろ盛り上げ隊(仮)」についてでも、記載しましたが、左の表のように、2つの活性化委員会から構成し、豊栄地域活性化委員会を中心に活動します。

平成31年3月21日 考案

まつしろ盛り上げ隊 会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇と称する。(以下、団体と表記)

(目的)

第2条 本団体は、松代地区での環境保全活動や、世代間交流などを目的としたイベントや催しを開催することで、松代地区の活性化を図り、地域社会に貢献し、多くの学生がボランティアに関わる機会をつくることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- ① 奉仕活動(地区の美化活動)
- ② イベントや催しの企画・運営(世代間交流・地域活性化を目的とする)
- ③ 松代地区内での観光案内ガイド
- ④ 世代間交流事業
- ⑤ 福祉活動
- ⑥ 他の団体の主催するイベントや催しでのボランティア支援
- ⑦ その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本団体の事務所は、置かない。但し、活動拠点は主に委員自宅とする。

(設立日)

第5条 本団体の設立は、平成31年4月1日とする。

(団体の形態)

第6条 本団体は、豊栄地域活性化委員会及び西条地域活性化委員会から組織し、豊栄地域活性化委員会を中心に運営する。

(会員)

第7条 本団体は、本団体の目的に賛同する会員によって構成する。

(役員の種類)

第8条 本団体に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|----|
| ① | 理事長 | 1名 |
| ② | 副理事長 | 1名 |
| ③ | 書記・会計 | 2名 |
| ④ | 広報事務 | 2名 |

(役員選出の方法)

第9条 本団体役員については、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第10条 本団体役員の職務は次の通りとする。

- ① 理事長 団体を代表し、会務を統括する。
- ② 副理事長 理事長を補佐し、理事長不在時にはその職務を代行する。
- ③ 書記・会計 団体の出納事務の処理をし、会計に必要な書類などを管理する。更に、会議などで議事録などの記録をする。
- ④ 広報事務 団体の広報活動を中心に行う。

(役員の任期)

第11条 本団体役員の任期は、特に設けないものとする。

(役員の仕事)

第12条 本団体役員は、次の項目いずれかに該当した場合に解任できる。

- ①総会での決議(全会員の4分の3の賛成で可決)
- ②会則に違反、または会の目的に反する行為があったと認められたとき。
- ③会費の横領があったとき。
- ④本人の心身状態が、職務の執行に堪えられないと認められたとき。

(入 会)

第13条 本団体に入会する者は、入会申込書を副委員長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退 会)

第14条 退会する場合は、退会届を委員長に提出することで退会できる。

(会 費)

第15条 本団体は、原則として委員から会費を徴収しないこととする。豊栄地域活性化委員会及び西条地域活性化委員会が、ともに支出し合いながら運営するものとするが、多くは豊栄地域活性化委員会が負担する。
※財政が厳しい場合、理事長の判断で適当な金額の会費を委員から徴収して良い事とする。

(会計年度)

第16条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財 政)

第17条 本団体の活動に要する諸経費は、原則として豊栄地域活性化委員会及び、西条地域活性化委員会から支出する運営費と、寄付金・助成金等によって賄われるものとする。

(収 入)

第18条 本団体の運営にあたり、豊栄地域活性化委員会及び西条地域活性化委員会は、定期的に運営費として活動に必要な費用を、支出しなければならないこととする。

(監査と報告)

第19条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、委員に報告する。

(総会)

第20条 総会は、年2回実施する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。尚、以下の事項について議決する。

- ① 会計予算案の確認と承認
- ② 年間予定の確認と承認
- ③ 会則・事業などの変更
- ④ 役員を選出または解任
- ⑤ 年間行事報告の確認と承認
- ⑥ 会計報告の確認と承認
- ⑦ 団体の解散
- ⑧ その他会の運営に関わる事項

総会は、委員の過半数の出席で成立し、総会での議決は基本、過半数の賛成で可決する。

(役員会)

第21条 役員は定期的に役員会を開き、団体について様々な議論をする。尚、役員4分の3の出席で成立し、議事内容に規定はないものとする。

(定例委員会)

第22条 定例委員会は、基本1ヶ月に1回開催する。会員の過半数の参加で成立し、議事内容に規定はない。活動日を中心に開催するものとする。

(臨時委員会)

第23条 臨時委員会は、役員判断で開催することができる。但し、開催は以下の項目に該当しているか、理事長の許可がないと開催できない。

- ① 役員解散
- ② 会則・事業などの変更
- ③ イベントの企画・運営について

※会員の過半数の参加で成立する。

(緊急委員会)

第24条 緊急委員会は、役員判断で開催することができる。但し、開催は以下の項目に該当しているか、委員長許可がないと開催できない。

- ① 大規模災害が発生した場合
- ② 委員会活動に大きな影響を及ぼす事態が発生したとき
- ③ その他緊急を要する事態が発生したとき

(その他)

第25条 この会則に定めるものの他、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。但し、委員の承認を得なければならない。

(付 則)

この会則は、平成31年4月1日より施行する。

初制定 平成31年(2019年)4月1日

【団体名について】

先日実施した、新団体設立に伴う団体名に関するアンケートを行った結果以下のような案が出ました。

《提案①》

「松代地区真田組」

理由：真田が有名

《提案②》

「松代都心化隊」

理由：未記入

《提案③》

「真田組松代！」

理由：真田がかっこいいから

《提案④》

「真田組」

理由：真田が有名

《提案⑤》

「まつしろ盛り上げ隊」

理由：親しみやすく明るい名称だから

《提案⑥》

「松代活性化委員会」

理由：この名前なら言いやすいから

《提案⑦》

「松代でボランティアをする会」

理由：親しみやすく、わかりやすい！

《提案⑧》

「matsuro.JBT」

理由：まつしろ J (ジュニア) B (ボランティア) T (チーム)

以上の中から、多数決を行い決定したいと思います。

【役員選出について】

先日行った「新団体設立に伴う役員選出についてのアンケート」の結果をもとに、検討させて頂いた結果、以下の通り役員を選出しました。

尚、立候補などがかつぶた場合や決定が間に合わなかった役員枠については、この場で協議し決定します。

《理事長》 井出 昌輝

《副理事長》 久保 勇翔

《会計・書記》 ① 高崎 悠輝

② 海沼 大輔

《広報担当》 ① 富田 翔大

② 井口 友瑚

よろしくお願ひします。